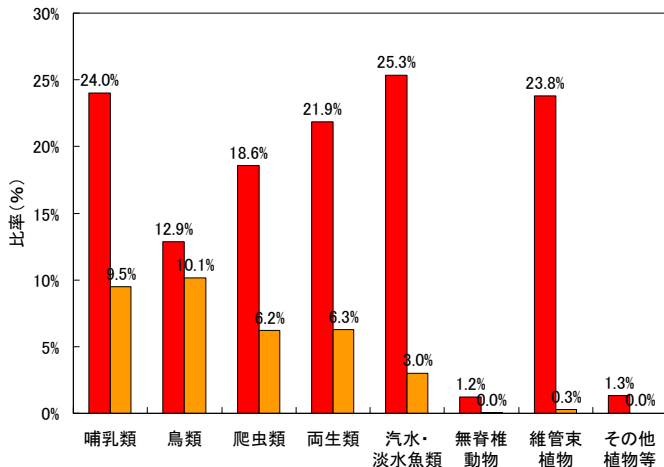


指標：絶滅のおそれのある種数の比率・保護の対象とされている種数の比率

多くの分類群において絶滅のおそれのある種の比率は、2割近くにも及んでいる。

保護の対象として指定されている種の割合は、近年増加傾向にある。

絶滅のおそれのある種数及び保護の対象とされている種数の比率



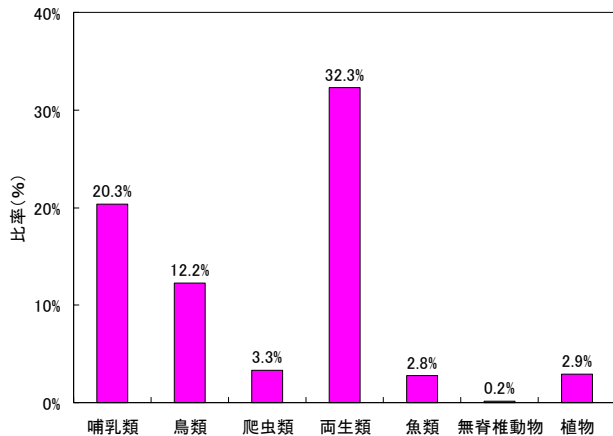
■ 絶滅のおそれのある種の比率(2003) ■ 保護の対象とされている種の比率(2004)

注) 絶滅のおそれのある種とは、環境省レッドデータブック等による絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)及び絶滅危惧Ⅱ類(VU)とする。

保護の対象とされている種とは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第四条第三項に規定された「国内希少野生動植物種」及び「文化財保護法」に規定された「天然記念物」のことという。

(出典)環境省生物多様性センターHP、環境白書および文化庁HPをもとに国土交通省国土計画局作成

世界で絶滅の危機に瀕している動植物の種数の比率(2004)



注) 危機の機器に瀕している種には、絶滅危惧種として①Critically Endangered(CR)②Endangered(EN)、③Vulnerable(VU)が含まれる。

注) 全種数のうち評価の対象となった種数の比率は、哺乳類は99%、鳥類は100%、爬虫類は6%、両生類は7%、魚類は6%以下、無脊椎動物は次のとおり(昆虫類は0.1%以下、軟体動物は3%以下、甲殻類は12%以下、その他は0.1%以下)、植物は次のとおり(コケ類は1%以下、裸子植物は92%、双子葉植物は4%以下、単子葉植物は2%以下)である。

出典)IUCN「The 2004 IUCN Red List of Threatened Species」をもとに国土交通省国土計画局作成